監理団体の業務の運営に関する規程

参考様式第 2-16 号（別記様式第 11 号、第 12 号及び第 16 号関係）　（日本産業規格 A 列 4）

事業所名

国際介護福祉協同組合 本社

第 1 条　目的

この規定は、外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律及びその関係法令（以下「技能実習関係法令」という。）に基づき、本事業所において監理事業を行うに当たって必要な事項について定めるものです。

第 2 条　求人

1. 本事業所は、別表 1 の技能実習に関するものに限り、いかなる求人の申込みについても受理します。ただし、その申込みの内容が法令に違反するとき、賃金、労働時間その他の労働条件が通常の労働条件と比べて著しく不適当であると認める場合、又は団体監理型実習実施者等が労働条件等の明示をしない場合は、その申込みを受理しません。
2. 求人の申込みは、団体監理型実習実施者等（団体監理型実習実施者又は団体監理型実習実施者になろうとする者をいう。以下同じ。）又はその代理人の方が直接来所されて、所定の求人票によりお申込みください。直接来所できないときは、郵便、電話、ファックス又は電子メールでも差し支えありません。
3. 申込みの際には、業務の内容、賃金、労働時間その他の労働条件をあらかじめ書面の交付又は電子メールの使用により明示してください。ただし、技能実習に関する職業紹介の実施について緊急の必要があるためあらかじめ書面の交付又は電子メールの使用による明示ができない場合には、あらかじめこれら以外の方法により明示を行います。
4. 求人受付の際には、監理費（職業紹介費）を、別表 2 の監理費表に基づき申し受けます。いったん申し受けました手数料は、紹介の成否にかかわらずお返ししません。

第３条　求職

1. 本事業所は、別表 1 の技能実習に関するものに限り、いかなる求職の申込みについても受理します。ただし、その申込みの内容が法令に違反するときは、これを受理しません。
2. 求職の申込みは、団体監理型技能実習生等（団体監理型技能実習生又は団体監理型技能実習生になろうとする者をいう。以下同じ。）又はその代理人（外国の送出機関から求職の申込みの取次ぎを受けるときは外国の送出機関）から、所定の求職票によりお申込みください。郵便、電話、ファックス又は電子メールで差し支えありません。

第４条　技能実習に関する職業紹介

1. 団体監理型技能実習生等の方には、職業安定法第 2 条にも規定される職業選択の自由の趣旨を踏まえ、その希望と能力に応じた職業に速やかに就くことができるよう極力お世話いたします。
2. 団体監理型実習実施者等の方には、その御希望に適合する団体監理型技能実習生等を極力お世話いたします。
3. 技能実習職業紹介に際しては、団体監理型技能実習生等の方に、技能実習に関する職業紹介において従事することとなる業務の内容、賃金、労働時間その他の労働条件をあらかじめ書面の交付又は希望される場合には電子メールの使用により明示します。ただし、技能実習に関する職業紹介の実施について緊急の必要があるためあらかじめ書面の交付又は電子メールの使用による明示ができないときは、あらかじめそれらの方法以外の方法により明示を行います。
4. 団体監理型技能実習生等の方を団体監理型実習実施者等に紹介する場合には、紹介状を発行します。その紹介状を持参して団体監理型実習実施者等との面接を行っていただきます。
5. いったん求人、求職の申込みを受けた以上、責任をもって技能実習に関する職業紹介の労をとります。
6. 本事業所は、労働争議に対する中立の立場をとるため、同盟罷業又は作業閉鎖の行われている間は団体監理型実習実施者等に対し技能実習に関する職業紹介をいたしません。

7. 就職が決定しましたら求人された方から監理費（職業紹介費）を、別表 2 の監理費表に基づき申し受けます。

第 5 条　団体監理型技能実習の実施に関する監理

1. 団体監理型実習実施者が認定計画に従って技能実習を行わせているか否か、監理責任者の指揮の下、主務省令第 52 条第 1 号イからホまでに定める方法（団体監理型技能実習生が従事する業務の性質上当該方法によることが著しく困難な場合にあっては他の適切な方法）によって 3 か月に 1 回以上の頻度で監査を行うほか、実習認定の取消事由に該当する疑いがあると認めたときは直ちに監査を行います。
2. 第 1 号団体監理型技能実習に係る実習監理にあっては、監理責任者の指揮の下、1 か月に 1 回以上の頻度で、団体監理型実習実施者が認定計画に従って団体監理型技能実習を行わせているかについて実地による確認（団体監理型技能実習生が従事する業務の性質上当該方法によることが著しく困難な場合にあっては他の適切な方法）を行うとともに、団体監理型実習実施者に対し必要な指導を行います。
3. 技能実習責任者及び技能実習指導員に対し、団体監理型技能実習を行わせる事業所及び団体監理型技能実習生等の就業場所において団体監理型技能実習に関する監理を実施させません。
4. 技能実習計画作成の指導等当てって、団体監理型技能実習生を団体監理型実習実施者及び団体監理型技能実習生等の宿舎施設及び実習実施場所に配置できるよう必要な措置を講じます。
5. 団体監理型技能実習生等が認定計画に反する内容の取扱をしていないか確認します。
6. 実務監査を実施した際は、監査の結果を団体監理型技能実習生本人に対して報告するとともに、団体監理型技能実習実施者及び団体監理型技能実習生への助言、指導その他の必要な措置を講じます。
7. 団体監理型技能実習生等の方に対し、必要に応じて当該技能実習生の労働条件、産業安全及び労働衛生に関する相談に対応するとともに、監理責任者の指揮のもと技能実習生の保護に必要な措置を講じます。

8. 技能実習の実施が困難となった場合には、技能実習生が引き続き技能実習を行うことを希望する場合が技能実習を行うことができるよう、他の監理団体等との連絡調整等を行います。
9. 上記のほか、技能実習関係法令に従って業務を実施します。

第６条　監理責任者

1. 本事業所の監理責任者は、田中 尚慈です。
2. 監理責任者は、以下の事項を統括管理します。
3. 団体監理型技能実習生の受入れの準備
4. 団体監理型技能実習生の技能等の修得等に関する団体監理型実習実施者への指導及び助言並びに団体監理型実習実施者との連絡調整
5. 団体監理型技能実習生の保護
6. 団体監理型実習実施者等及び団体監理型技能実習生等の個人情報の管理
7. 団体監理型技能実習生の労働条件、産業安全及び労働衛生に関し、技能実習責任者との連絡調整に関すること
8. 国及び地方公共団体の機関、機構その他関係機関との連絡調整
9. 監理責任者は、団体監理型技能実習生等の方及び団体監理型実習実施者等から知り得た個人情報を個人情報適正管理規程に基づき、適正に取り扱います。

第７条　監理費の徴収

1. 監理費は、団体監理型実習実施者等へあらかじめ用途及び金額を明示したうえで徴収します。
2. 監理費（職業紹介費）は、団体監理型実習実施者等から求人の申込みを受理した時以降に当該団体監理型実習実施者等から、別表２の監理費表に基づき申し受けます。その額は、団体監理型実習実施者等と団体監理型技能実習生等との雇用関係の成立のあっせんに係る事務に要する費用（募集及び選抜に要する人件費、交通費、外国の送出機関へ支払う費用その他の実費に限る。）の額を超えない額とします。
3. 監理費（講習費）は、入国前講習に要する費用にあっては入国前講習の開始日以降に、入国後講習に要する費用にあっては入国後講習の開始日以降に、団体監理

型実習実施者等から、別表 2 の監理費表に基づき申し受けます。その額は、監理団体が実施する入国前講習及び入国後講習に要する費用（監理団体が支出する施設使用料、講師及び通訳への謝金、教材費、第一号団体監理型技能実習生に支給する手当その他の実費に限る。）の額を超えない額とします。

4. 監理費（監査指導費）は、団体監理型技能実習生が団体監理型実習実施者の事業所において業務に従事し始めた時以降一定期間ごとに当該団体監理型実習実施者から、別表 2 の監理費表に基づき申し受けます。その額は、団体監理型技能実習の実施に関する監理に要する費用（団体監理型実習実施者に対する監査及び指導に要する人件費、交通費その他の実費に限る。）の額を超えない額とします。
5. 監理費（その他諸経費）は、当該費用が必要となった時以降に団体監理型実習実施者等から、別表 2 の監理費表に基づき申し受けます。その額は、その他技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に資する費用（実費に限る）の額を超えない額とします。

第 8 条　その他

1. 本事業所は、国及び地方公共団体の機関であって技能実習に関する事務を所掌するもの、外国人技能実習機構その他関係機関と連携を図りつつ、当該事業に係る団体監理型実習実施者等又は団体監理型技能実習生等からの苦情があった場合には迅速に適切に対応します。
2. 雇用関係が成立しましたら、団体監理型実習実施者等、団体監理型技能実習生等の双方から本事業所に対してその報告をしてください。また、技能実習に関する職業紹介を受けたにもかかわらず雇用関係が成立しなかったときにも同様に報告をしてください。
3. 本事業所は、団体監理型技能実習生等又は団体監理型実習実施者等から知り得た個人情報は個人情報適正管理規程に基づき適正に取り扱います。
4. 本事業所は、団体監理型技能実習生等又は団体監理型実習実施者等に対し、その申込みの受理、面接、指導、技能実習に関する職業紹介等の業務について、人種、国籍、信条、性別、社会的身分、門地、従前の職業、労働組合の組合員であること等を理由として差別的な取扱いを一切いたしません。
5. 本事業所の取扱職種の範囲等は、技能実習関係法令に基づく組合員を求人者とした求職者（外国人技能実習生）の受入れに限定するものです。取り扱う職種は、外

国人技能実習に関しては、外国人技能機構に提出する取扱職種の範囲等に記載の職種で技能実習として認められるものに限ります。

6. 本事業所の業務の運営に関する規定は以上のとおりですが、本事業所の業務はすべて技能実習関係法令に基づいて運営されますので、御不審の点は係員に詳しくお尋ねください。

別表 1　取扱職種の範囲等

別表 1 には本事業所が取り扱う職種の範囲や作業区分が記載されています。具体的な職種や作業の内容については、外国人技能実習機構に提出する「取扱職種の範囲等」に掲載された最新の情報に従います。

別表 2　監理費表

別表 2 には、職業紹介費、講習費、監査指導費、その他諸経費などの各種監理費の区分と金額が記載されています。監理費は実際に要した費用を超えない範囲で徴収し、その詳細は別表 2 に定めるとおりです。

取扱職種の範囲等

事業所名　国際介護福祉協同組合
監理責任者　田中尚慈
作成日　2025-10-30

コード	区分	職種	作業	取扱(有/無)
1-1-1	1 農業・林業	耕種農業	施設園芸	
1-1-2	1 農業・林業	耕種農業	畑作・野菜	
1-1-3	1 農業・林業	耕種農業	果樹	
1-2-1	1 農業・林業	畜産農業	養豚	
1-2-2	1 農業・林業	畜産農業	養鶏	
1-2-3	1 農業・林業	畜産農業	酪農	
1-3-1	1 農業・林業	林業	育林・素材生産作業	
2-1-1	2 漁業	漁船漁業	かつお一本釣り漁業	
2-1-2	2 漁業	漁船漁業	延縄漁業	
2-1-3	2 漁業	漁船漁業	いか釣り漁業	
2-1-4	2 漁業	漁船漁業	まき網漁業	
2-1-5	2 漁業	漁船漁業	ひき網漁業	
2-1-6	2 漁業	漁船漁業	刺し網漁業	
2-1-7	2 漁業	漁船漁業	定置網漁業	
2-1-8	2 漁業	漁船漁業	かに・えびかご漁業	
2-1-9	2 漁業	漁船漁業	棒受網漁業	
2-2-1	2 漁業	養殖業	ほたてがい・まがき養殖作業	
3-1-1	3 建設	さく井	パーカッション式さく井工事作業	
3-1-2	3 建設	さく井	ロータリー式さく井工事作業	
3-2-1	3 建設	建築板金	ダクト板金作業	
3-2-2	3 建設	建築板金	内外装板金作業	
3-3-1	3 建設	冷凍空気調和機器施工	冷凍空気調和機器施工作業	
3-4-1	3 建設	建具製作	木製建具手加工作業	
3-5-1	3 建設	建築大工	大工工事作業	有
3-6-1	3 建設	型枠施工	型枠工事作業	
3-7-1	3 建設	鉄筋施工	鉄筋組立て作業	
3-8-1	3 建設	とび	とび作業	有
3-9-1	3 建設	石材施工	石材加工作業	
3-9-2	3 建設	石材施工	石張り作業	
3-10-1	3 建設	タイル張り	タイル張り作業	
3-11-1	3 建設	かわらぶき	かわらぶき作業	
3-12-1	3 建設	左官	左官作業	
3-13-1	3 建設	配管	建築配管作業	
3-13-2	3 建設	配管	プラント配管作業	
3-14-1	3 建設	熱絶縁施工	保温保冷工事作業	
3-15-1	3 建設	内装仕上げ施工	プラスチック系床仕上げ工事作業	有
3-15-2	3 建設	内装仕上げ施工	カーペット系床仕上げ工事作業	有
3-15-3	3 建設	内装仕上げ施工	鋼製下地工事作業	
3-15-4	3 建設	内装仕上げ施工	ボード仕上げ工事作業	有
3-15-5	3 建設	内装仕上げ施工	カーテン工事作業	有
3-16-1	3 建設	サッシ施工	ビル用サッシ施工作業	
3-17-1	3 建設	防水施工	シーリング防水工事作業	
3-18-1	3 建設	コンクリート圧送施工	コンクリート圧送工事作業	

3-19-1	3 建設	ウェルポイント施工	ウェルポイント工事作業	
3-20-1	3 建設	表装	壁装作業	
3-21-1	3 建設	建設機械施工	押土・整地作業	
3-21-2	3 建設	建設機械施工	積込み作業	
3-21-3	3 建設	建設機械施工	掘削作業	
3-21-4	3 建設	建設機械施工	締固め作業	
3-22-1	3 建設	築炉	築炉作業	
4-1-1	4 食品製造	缶詰巻締	缶詰巻締	
4-2-1	4 食品製造	食鳥処理加工業	食鳥処理加工作業	
4-3-1	4 食品製造	加熱性水産加工食品製造業	節類製造	
4-3-2	4 食品製造	加熱性水産加工食品製造業	加熱乾製品製造	
4-3-3	4 食品製造	加熱性水産加工食品製造業	調味加工品製造	
4-3-4	4 食品製造	加熱性水産加工食品製造業	くん製品製造	
4-4-1	4 食品製造	非加熱性水産加工食品製造業	塩蔵品製造	
4-4-2	4 食品製造	非加熱性水産加工食品製造業	乾製品製造	
4-4-3	4 食品製造	非加熱性水産加工食品製造業	発酵食品製造	
4-4-4	4 食品製造	非加熱性水産加工食品製造業	調理加工品製造	
4-4-5	4 食品製造	非加熱性水産加工食品製造業	生食用加工品製造	
4-5-1	4 食品製造	水産練り製品製造	かまぼこ製品製造作業	
4-6-1	4 食品製造	牛豚食肉処理加工業	牛豚部分肉製造作業	
4-6-2	4 食品製造	牛豚食肉処理加工業	牛豚精肉商品製造作業	
4-7-1	4 食品製造	ハム・ソーセージ・ベーコン製造	ハム・ソーセージ・ベーコン製造作業	
4-8-1	4 食品製造	パン製造	パン製造作業	
4-9-1	4 食品製造	そう菜製造業	そう菜加工作業	
4-10-1	4 食品製造	農産物漬物製造業	農産物漬物製造	
4-11-1	4 食品製造	医療・福祉施設給食製造	医療・福祉施設給食製造	
5-1-1	5 繊維・衣服	紡績運転	前紡工程作業	
5-1-2	5 繊維・衣服	紡績運転	精紡工程作業	
5-1-3	5 繊維・衣服	紡績運転	巻糸工程作業	
5-1-4	5 繊維・衣服	紡績運転	合ねん糸工程作業	
5-2-1	5 繊維・衣服	織布運転	準備工程作業	
5-2-2	5 繊維・衣服	織布運転	製織工程作業	
5-2-3	5 繊維・衣服	織布運転	仕上工程作業	
5-3-1	5 繊維・衣服	染色	糸浸染作業	
5-3-2	5 繊維・衣服	染色	織物・ニット浸染作業	
5-4-1	5 繊維・衣服	ニット製品製造	靴下製造作業	
5-4-2	5 繊維・衣服	ニット製品製造	丸編みニット製造作業	
5-5-1	5 繊維・衣服	たて編ニット生地製造	たて編ニット生地製造作業	
5-6-1	5 繊維・衣服	婦人子供服製造	婦人子供既製服縫製作業	
5-7-1	5 繊維・衣服	紳士服製造	紳士既製服製造作業	
5-8-1	5 繊維・衣服	下着類製造	下着類製造作業	
5-9-1	5 繊維・衣服	寝具製作	寝具製作作業	
5-10-1	5 繊維・衣服	カーペット製造	織じゅうたん製造作業	
5-10-2	5 繊維・衣服	カーペット製造	タフテッドカーペット製造作業	
5-10-3	5 繊維・衣服	カーペット製造	ニードルパンチカーペット製造作業	
5-11-1	5 繊維・衣服	帆布製品製造	帆布製品製造作業	
5-12-1	5 繊維・衣服	布はく縫製	ワイシャツ製造作業	
5-13-1	5 繊維・衣服	座席シート縫製	自動車シート縫製作業	

6-1-1	6 機械・金属	鋳造	鋳鉄鋳物鋳造作業	
6-1-2	6 機械・金属	鋳造	非鉄金属鋳物鋳造作業	
6-2-1	6 機械・金属	鍛造	ハンマ型鍛造作業	
6-2-2	6 機械・金属	鍛造	プレス型鍛造作業	
6-3-1	6 機械・金属	ダイカスト	ホットチャンバダイカスト作業	
6-3-2	6 機械・金属	ダイカスト	コールドチャンバダイカスト作業	
6-4-1	6 機械・金属	機械加工	普通旋盤作業	
6-4-2	6 機械・金属	機械加工	フライス盤作業	
6-4-3	6 機械・金属	機械加工	数値制御旋盤作業	
6-4-4	6 機械・金属	機械加工	マニシングセンタ作業	
6-5-1	6 機械・金属	金属プレス加工	金属プレス作業	
6-6-1	6 機械・金属	鉄工	構造物鉄工作業	
6-7-1	6 機械・金属	工場板金	機械板金作業	
6-8-1	6 機械・金属	メッキ	電気メッキ作業	
6-8-2	6 機械・金属	メッキ	溶融亜鉛メッキ作業	
6-9-1	6 機械・金属	アルミニウム陽極酸化処理	陽極酸化処理作業	
6-10-1	6 機械・金属	仕上げ	治工具仕上げ作業	
6-10-2	6 機械・金属	仕上げ	金型仕上げ作業	
6-10-3	6 機械・金属	仕上げ	機械組立仕上げ作業	
6-11-1	6 機械・金属	機械検査	機械検査作業	
6-12-1	6 機械・金属	機械保全	機械系保全作業	
6-13-1	6 機械・金属	電子機器組立て	電子機器組立て作業	
6-14-1	6 機械・金属	電気機器組立て	回転電機組立て作業	
6-14-2	6 機械・金属	電気機器組立て	変圧器組立て作業	
6-14-3	6 機械・金属	電気機器組立て	配電盤・制御盤組立て作業	
6-14-4	6 機械・金属	電気機器組立て	開閉制御器具組立て作業	
6-14-5	6 機械・金属	電気機器組立て	回転電機巻線製作作業	
6-15-1	6 機械・金属	プリント配線板製造	プリント配線板設計作業	
6-15-2	6 機械・金属	プリント配線板製造	プリント配線板製造作業	
6-16-1	6 機械・金属	アルミニウム圧延・押出製品製造	引抜加工	
6-16-2	6 機械・金属	アルミニウム圧延・押出製品製造	仕上げ	
6-17-1	6 機械・金属	金属熱処理業	全体熱処理	
6-17-2	6 機械・金属	金属熱処理業	表面熱処理（浸炭・浸炭窒化・窒化）	
6-17-3	6 機械・金属	金属熱処理業	部分熱処理（高周波熱処理・炎熱処理）	
7-1-1	7 その他	家具製作	家具手加工作業	
7-2-1	7 その他	印刷	オフセット印刷作業	
7-2-2	7 その他	印刷	グラビア印刷作業	
7-3-1	7 その他	製本	製本作業	
7-4-1	7 その他	プラスチック成形	圧縮成形作業	
7-4-2	7 その他	プラスチック成形	射出成形作業	
7-4-3	7 その他	プラスチック成形	インフレーション成形作業	
7-4-4	7 その他	プラスチック成形	ブロー成形作業	
7-5-1	7 その他	強化プラスチック成形	手積み積層成形作業	
7-6-1	7 その他	塗装	建築塗装作業	
7-6-2	7 その他	塗装	金属塗装作業	
7-6-3	7 その他	塗装	鋼橋塗装作業	
7-6-4	7 その他	塗装	噴霧塗装作業	
7-7-1	7 その他	溶接	手溶接	

7-7-2	7 その他	溶接	半自動溶接	
7-8-1	7 その他	工業包装	工業包装作業	
7-9-1	7 その他	紙器・段ボール箱製造	印刷箱打抜き作業	
7-9-2	7 その他	紙器・段ボール箱製造	印刷箱製箱作業	
7-9-3	7 その他	紙器・段ボール箱製造	貼箱製造作業	
7-9-4	7 その他	紙器・段ボール箱製造	段ボール箱製造作業	
7-10-1	7 その他	陶磁器工業製品製造	機械ろくろ成形作業	
7-10-2	7 その他	陶磁器工業製品製造	圧力鋳込み成形作業	
7-10-3	7 その他	陶磁器工業製品製造	パッド印刷作業	
7-11-1	7 その他	自動車整備	自動車整備作業	
7-12-1	7 その他	ビルクリーニング	ビルクリーニング作業	
7-13-1	7 その他	介護	介護	有
7-14-1	7 その他	クリーニング	リネンサプライ仕上げ	有
7-14-2	7 その他	クリーニング	一般家庭用クリーニング	
7-15-1	7 その他	コンクリート製品製造	コンクリート製品製造	
7-16-1	7 その他	宿泊	接客・衛生管理作業	
7-17-1	7 その他	RPF製造	RPF製造	
7-18-1	7 その他	鉄道施設保守整備	軌道保守整備	
7-19-1	7 その他	ゴム製品製造	成型加工	
7-19-2	7 その他	ゴム製品製造	押出し加工	
7-19-3	7 その他	ゴム製品製造	混ぜ練り圧延加工	
7-19-4	7 その他	ゴム製品製造	複合積層加工	
7-20-1	7 その他	鉄道車両整備	走行装置検修・解ぎ装	
7-20-2	7 その他	鉄道車両整備	空気装置検修・解ぎ装	
7-21-1	7 その他	木材加工	機械製材	
99-1-1	99 社内検定型	空港グランドハンドリング	航空機地上支援	
99-1-2	99 社内検定型	空港グランドハンドリング	航空貨物取扱	
99-1-3	99 社内検定型	空港グランドハンドリング	客室清掃	
99-2-1	99 社内検定型	ボイラーメンテナンス	ボイラーメンテナンス作業	
9-9	9 移行対象外	―		

監理費表

監理団体名：国際介護福祉協同組合
所　在　地：神奈川県横浜市磯子区磯子2-21-8
責任者（役職　氏名）：監理責任者　田中尚慈

監理費の種類	種別	監理費の種類	監理費 （技能実習生１人当たり） 年間	備考
職業紹介費（※）	募集・選抜に要する費用	募集及び選抜に要する人件費、交通費、宿泊費など	25,000 円	送出機関との連絡・協議に要する費用
	健康診断費用	入国前、入国後に受診した健康診断に要する費用	9,000 円	実費
	外国の送出機関へ支払う費用	外国の送出機関へ支払う送り出し管理費	10,000 円	各送出機関ごとの協定書参照
	その他職業紹介費に要する費用	上記以外に要する費用	0 円	
	小計		44,000 円	
講習費（※）	入国前講習に要する費用	教材費、講習委託費用など	5,000 円	各送出機関ごとの協定書参照
	入国後講習に要する費用	施設利用料、教材費、講師謝金、通訳謝金、送迎交通費	120,000 円	委託講習施設により異なる場合あり
	入国後講習における手当	講習手当	75,000 円	各送出機関ごとの協定書参照
	その他講習に要する費用	上記以外に要する費用(実習生保険・手続き費用)	50,000 円	実費
	小計		250,000 円	
監査指導費	監査に要する費用	定期監査実施に要する人件費、交通費、通訳謝金など	75,000 円	2万5千×3
	訪問指導に要する費用	訪問指導実施に要する人件費、交通費、通訳謝金など	60,000 円	5千×12
	その他監査指導に要する費用	上記以外に要する費用（書類作成・郵送代）	60,000 円	5千×12
	小計		195,000 円	
その他諸経費	来日渡航費	航空券代	60,000 円	実費
	一時帰国のための渡航費	航空券代	60,000 円	実費
	帰国のための渡航費	航空券代	60,000 円	実費
	事務所経費	家賃、光熱費、郵便通信費、消耗品など監理事業を行うために必要な費用はすべて	85,000 円	8万5千×12
	上記以外の費用	実習生の相談対応、支援、保護に要する費用、職業紹介費、講習費、監査指導費に該当しない人件費など	120,000 円	1万×12
	小計		385,000 円	
合　計			874,000 円	

※金額については例示であり、費用については適切に精算し実費を徴収します。